

令和4年度第9回南関町農業委員会会議録

令和4年11月10日(木)
午後1時24分開会
南関町役場 庁議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員会憲章朗読

8番 山 口 勲 君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

8番 山 口 勲 君

9番 城 戸 英 次 君

5. 議 事

第32号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第33号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第34号議案 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

第35号議案 農用地利用集積計画の承認について(特例事業)

報告第4号 合意解約について

6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 井上 繁孝 君

副会長 打越 辰美 君

1番 平山 竜代 君

2番 原口 隆治 君

4番 猿渡 徳幸 君

5番 片山 弘美 君

6番 福山 正英 君

7番 末竹 信雄 君

8番 山口 勲 君

9番 城戸 英次 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

3番 大里 義明 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 齋田 士郎 君

令和4年度第9回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時24分

1. 開会

○副会長（打越 辰美君） ご起立をお願いします。まだ定刻早いですけれども、皆さんお集まりですので、ただいまから、令和4年の第9回南関町農業委員会の総会を開会いたします。礼。着席。

○事務局長（田口 明君） 本日は、3番、大里委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は11名中、10名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を8番、山口委員さん、よろしくお願ひいたします。

○8番（山口 勲君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 皆さん、改めて、こんにちは。

本日は第9回の南関町農業委員会の総会を開催しましたところ、忙しい中に、ご出席をいただきましてありがとうございます。

先ほど3番委員のほう今日は欠席ということでございます。

女性の農業委員さんの研修ですね、ご苦労さまでございました。お二人ですね、日替わりで行ってもらったと報告を受けております。また、先日8日の日に大分県の九重町から南関町の農業委員会を研修地として選んでいただき研修をされました。いろいろ内容につきましては、農地の集積とかいろいろあって、課題とか同じような状況の中で事務局から直接メールをしていただきました。ということで、歓迎をしたところでございます。

また、新しく今度はドローンの活用と言いますか、現地調査をされたところで非常に困難な場所があるということでドローンを使つての調査をするということも新しく委員会で進めているところでございます。

そういうことで申し遅れましたけれども、7月から9月までのパトロールを御苦

労さんでした。無事に終わったということで報告を受けております。そういう中におきまして、今日は案件が5件ほど報告事項までございます。お忙しい中とは思いますが、最後までよろしく願いいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、井上会長、よろしく願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、議事に入ります。

本日の議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として、8番山口委員、9番城戸委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、議事の進行にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本総会の開催時間はできる限り短縮したいと思っております。事務局が行う議案書の説明については事前に資料を配付していますので、必要最小限度にしたいと思っております。よろしく願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

第32号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、3件8筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

1番平山委員、よろしく願いいたします。

○1番（平山 竜代君） 10月27日に事務局並びに推進委員の方と現地の確認にいらしました。まず1カ所目が写真の左上、ここは現在も作物を作っておりまして、日当たりもよくよく管理をされているほ場でした。2件目、3件目は移動しまして写真右下のほうの山の斜面のほ場です。ここはブドウを栽培されると伺っておりまして、日当たりのよいほ場ですので、よい作物ができることを期待しております。

以上です。審議のほどよろしく願いたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。現場は野菜畑の前あたりですね。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第32号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第32号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第33号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。8番、山口委員。

○8番（山口 勲君） 説明いたします。ここに写真も、航空写真いつもありますけど、9月27日、通称私たち宇曾線と言っております。納豆工場から賢木の元役場のところに行く道路のほんなきわぎわで、どうもこれはもともとは宇曾線が拡張になったときに、田んぼが残ったもんだろうと思います。私も二、三日、天体ショーがありましたけどここを写真で見ると、現地を見るとほんと三日月さん形で面積がかなり狭いわけですよ。その日は私もちょっと気になったけんですね、また二、三日後とか何回も行って略図を書いてきました。ちょっとこれを皆さんようと現地見てもらったら一番いいと思いますけどですね。

○議長（井上 繁孝君） この図面で説明していただいておりますので、省略してよかですか。黒板に書きますか。

○8番（山口 勲君） ちょっと書いたがよかろうと思って。これがですね。

○議長（井上 繁孝君） 何か条件についていろいろ地区の同意とか何とかが得られないとか問題点がありますか。

○8番（山口 勲君） 事務局に聞いたら、ちょうど私も田中さんと岡村さんが隣持っとなつとですよ。そしてちょうど本山さんも散歩にきよんなはったんですよ。そすと（聴取不能）けんですね、宇曾線が勾配になつとるわけです。やはりちょっと図面に書いたがよかろうと思いますけどね。

○事務局長（田口 明君） ちょっと待ってくださいね。こちらで願いたします。

○8番（山口 勲君） ここが16メートルしかないわけですよ。そすとこれですね、10メートル行ったところで14.5メートルしかないわけですよ。幅が。そして、

こっちまた10メートルいったところで12メートルしかないわけですよ。そして、ここの隣の畔の高さは85センチあるわけですよ。私が一人だけピンとはるならここ面積も同じこっじゃが、また若干違うと思います。そすところが一番こっちのほうに、ここんところに作業用の農道があって、この人の田んぼがこう何枚かあるわけですよ。そして、ここが大体車道から30センチ低かわけですよ。この辺が15センチ。車で多分こう来るけんですね、この辺に浄化槽付けるなら埋め立てんとでけんと思います。私どんが反対するなり、浄化槽今どこでんあるけん、ここは10センチぐらいしかないわけですから、こう流れんから。そしてこの人がここに何枚でも持っとなはるけど、ここがメインの田ん中です。この人は大体あすこらへんで、私どんがほ場整備したとこと違うけんですね。そうじゃけんかなりですね、皆さんに1回見てもらってから再度したらどうだろうかと私は思うわけですよ。

○議長（井上 繁孝君） 山口委員、自席に戻ってください。

○8番（山口 勲君） 最初見た時も案外狭いなと思ったんですよ。そして岡村さんが日は私が見たときはあまり当たらんで、田中さんの田んぼというわけですよ。奥のほうがずらっとこの写真のば見ると。ここがかなり平屋でも影うつとだろうかと思えます。それで私の考えでは1回皆さん現地を見てもらって採決したらどうだろうかと思えます。ちょうどそして道路に面したのが、上ば北て書くとば忘れたけど。

○議長（井上 繁孝君） 山口さんの説明に対して皆さんの意見を問いますので。現地調査に出られました説明が今終わりました。私もそこはずっと通る道路です。マルミヤの近くでですね。今言われたように道路はちょっと勾配がありまして、田んぼは平ですので、上はゼロで下は勾配が30メートルとかあれば10センチか15センチぐらい勾配が付いていると思いますので、その段差はあると思いますが、そこは全部資料を確認しますと近隣の人同意が得られているわけです。田中幸雄さんもだろ。

○8番（山口 勲君） 田中幸雄さんは、岡村さんの話では（聴取不能）という話は聞いたけん、何べんでん行った会えんじゃったけん。とうとうそるから先は連絡はとっておりません。直接聞いたわけじゃないですけど。

○事務局長（田口 明君） ご相談には行かれています。

○議長（井上 繁孝君） これは住宅になるわけですけども、何と言いますか排水の同意とか何とかも今までは農業用水とか何とかにもよりますけれども、今は道路の側溝も流れておりますので、そういう同意は必要がないと私は思ってまして、また近隣の人区長さんが同意されているということで、田中幸雄さんにも相談には行かれていますということでございます。上の段々畑が田中幸雄さん名前出すといかんけど、Aさんの土地です。それで施工されるにあたっては図面それから住宅地の図

面とか全部添付されておりました、近隣の人が同意されておりますのでそういうことで皆さんにご意見を求めます。

山口委員の報告が終わりましたので、何か質問ございませんか。山口さんの意見としては、皆さんから全部見てもらってから採決をしていただくなればということでございます。地元の委員さんがそういうふうにし入れがあればそのような形にしていかなければならないと思いますけれども、今までの地元の委員さんがそういう心配された方もおられると思いますけれども、そういう意見を求めたことは私の会長のときはありません。ご審議のほどをよろしくお願ひしますというのが普通の。そういったなかなか申請を見にいかれた段階で申請あたりを遅らかすかということになるかと思ひますけれども、代書人さんあたりから全部書類も添付されて、いろいろ問題はないということで私は思ひて現地調査に出たわけです。5番、片山委員。

○5番（片山 弘美君） 今の話を聞いたところ、私がもしも山口委員の立場だったならばと思ひました。自分で判断してわからないときはこの承認される前に現地をどなたかにご相談して、都合のいい方と言ったら失礼ですけど、会長をまずご相談をして現地を見てもらって、この場に來たら次回からは問題なく話は進むんじゃないかなと思ひます。この場で審議するといふときに現地を見てくださいと言われるよりも時間がある人は見に來てくださいといふのを役場の方が言われたときに話をまとめるべきじゃないかなと思ひますので、これからはそのようにされたらどうでしょうか。この件はちょっと私もまだ見てないので言えませんが、次回からはそのように協力的に私たちもできる限り問題には参加しようと思ひますのでどんなでしょうか、山口委員。

○8番（山口 勲君） 事前にね、見とったほうがよかと思ひましたけど、なかなか私が今まで意見をたいがいろいろほかの意見も言うたけど、執行部とか何とかほとんど拒否されておりますから、今日（聴取不能）。

○5番（片山 弘美君） 拒否はしないと思ひう。

○8番（山口 勲君） 継続審議でよかたいと思ひて、今日みんなが思ったところではっきり言おうと思ひて來ました。今度からは相談がよかならそがんしても効率的にはなると思ひます。

○議長（井上 繁孝君） 私たちは8日の日に副会長、事務局、この資料について事前協議してきておるわけです。それで現地調査のときにはそういう声はなかったと私は事前協議のときは一声も事務局からなかったので、私もこの図面を見てここは隣はAさんたい、知り合いAさん、上のほうは知り合いのBさんたいといふことで確認して同意も得られてるといふことで何ら問題なかったといふことで、皆さんに提

案した以上は確認して挙げている。事前調査の段階でいろいろそういうご意見が出たならば先ほど片山さんが言われたようにほかにも地元の推進委員さんもおんなはるし、それから俺がトップでおるし、それは事務局から依頼があると思います。いろいろ問題があったならば。しかし今回は何も事前調査のときはなかったと。

○8番（山口 勲君） 当日、私が何も意見言わんやっただようにおっしゃるけど、それとは全く違うわけですよ。ここは非常に狭かたいとも言うたし、日当たりもあるし、結局ぐるりの同意とれとっとかいとも一応聞いたけど、ある人は取れとる、ある人は知らんということだったんです。それだけん私もまた気になって家に行ったり、近所の人に聞いたりして本人には会えなかったけど、岡村さんから聞いてはっきりわかって、俺は同意書は押さんじゃったというこつば聞いたんです。それじゃけん、そるが後も何回も見に行つたけん、何もその日私がオッケーしたとかそういうふうじゃないわけですよ。

○議長（井上 繁孝君） そういうことですが、ほかにはご意見ございませんか。現地調査に行かれた方はそういう意見があるということがございますが。

○6番（福山 正英君） 今お聞きした話の中で、私もここは普段よく通るところなんですけども、まずこの面積は宅地にされるということですから、先ほどいろいろお話をされた中で土地の条件、土地が低いとかというのは施工主さんが用は埋め立てをされたり、排水のところはされると思うので、そこはこちらの農業委員会では何の問題ない部分なのかなとも思っています。それと今写真で見させてもらって、沿線上の柵島さんの一番左側の手前にこれ2階建ての個人の家が建っているかと思うんですけども、これがいつ頃の写真か。稲刈った後ぐらいの様子が残っている。これを見る限り家の影とかが平屋という申請が出ているみたいなんですよ。それで建つても後ろの田んぼの日照権を妨げるような特に極端な影をうつとかそういうのは現況ではないのかな。建てられる場合も隣接している田んぼの土手側ぎりぎりに建てられるということはないのかなと思います。そこはこちらの農業委員会でも検討するところではないと思うので、土地に関してこれが今回出ている議案書に対して承認いただけるかいただけないかという判断だと思うので、現に事務局の方とかでも確認をいただいているので、これが同意とかいろいろ取れてないということであるならば問題でしょうけども一応いろいろ申請書であったり、そういった書類は全部確認されているということですので、あくまでもここでは皆さんの協議の中でご同意いただけるかいただけないかだけの話だと思うので、私はたぶん問題はないのかな。道路に隣接している部分ですので、側溝であったり、排水に関する同意とかも多分全く問題ないのではないかと思います。だから住宅用地にしても取付の進入路の問題であったりとかそういったのは特に歩道とかがあればその部分の一部は

問題になるかと思えますけど、そこら辺は農業委員会の案件の部分ではないと思うので私としては大丈夫かと。何も不具合はないのかなと思っております。

○議長（井上 繁孝君） ほかにございませんか。

それでは、本案は異議ありということでございますので、採決いたします。挙手によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（8名賛成）

○議長（井上 繁孝君） 8名が原案どおり賛成。そういうことで挙手多数でしたがって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

○8番（山口 勲君） 一つよかですか。

○議長（井上 繁孝君） 待ってください。これで審議が終わりましたので、今後いろいろな議題が終了後お願いします。

続きまして、第34号議案、「農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画を一括方式により設定するものです。設定予定の筆数は80筆です。

なお、本案は「南関町農業委員会会議規則第10条」の規定による議事参与の制限に該当する案件となっており、「私、本人」が議事参与の制限者に当たりますので、本案審議の進行につきましては副会長の打越委員と交代し、私は暫時退席をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

（井上会長 退席）

○副会長（打越 辰美君） それでは、私のほうから審議に入らせていただきます。先ほどの一括方式ですけれども、皆さん文章お持ちですので、そのまま審議に入ります。

この件について、何かご意見ご質問ございますか。

○8番（山口 勲君） ちょっとよかですか。ここはほ場整備かなんかの予定になっとつとでしょうか。

○副会長（打越 辰美君） 事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局書記（齋田 士郎君） 事務局の方から説明いたします。山口委員おっしゃるとおりほ場整備の土地の従前地での貸し借りの設定ということで今回申請があがっております。以上です。

○8番（山口 勲君） どこかに、将来ちゅうか近いうちに、ほ場整備がある予定とだけ書いとくならまだよかろうと思います。いつ頃はその予定になっとつとでしょうか。

○事務局長（田口 明君） 事務局のほうからご説明いたします。

ここにつきましては、久重南地区というところにあります。来年度の事業採択を
今目指しているところでございます。

以上です。

○副会長（打越 辰美君） 8番委員さんよろしいでしょうか。

○8番（山口 勲君） だからさっきも言ったように、こういうことを言うとしゃがま
た後で言われるけん、非常になんでん町の行政は町民に対して農業憲章にもあるよ
うに情報の収集・提供に務め明るい農村社会を目指しますてなつとるけんさうい
うのを抵触してくるんじゃないかと思うわけです。だからそういうところは特に
詳しく情報を提供してください。

○事務局長（田口 明君） わかりました。

○副会長（打越 辰美君） 次回からはご意見を元に説明しておくように事務局のほう
にお願いいたします。

ほかにご意見ご質問ありますか。

（なしの声）

○副会長（打越 辰美君） ないようでございますので、採決をいたします。

第34号議案について、原案のとおり承認することについて異議ありませんか。

（異議なしの声）

○副会長（打越 辰美君） ありがとうございます。異議なしと認め、第34号議案
は原案のとおり承認されました。

ここで退席されました井上会長には着席を求めます。

（井上会長 着席）

○副会長（打越 辰美君） 退席をされました井上会長に報告します。第34号議案に
つきましては、原案のとおり承認されました。

それでは、議長を交代いたします。

○議長（井上 繁孝君） それでは、続きまして第35号議案、「農用地利用集積計画
の承認について（特例事業）」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の（特例事業）によ
る方式です。売買予定の筆数は5筆、面積は合計で5,326㎡です。

なお、本案は「南関町農業委員会会議規則第10条」の規定による議事参与の制
限に該当する案件となっており、「4番委員、猿渡委員」が議事参与の制限者に当
たりますので、本案審議中は暫時退席を求めます。

4番委員、退席をお願いします。

（4番猿渡委員 退席）

○議長（井上 繁孝君） それでは、審議に入ります。何かご意見・ご質問はございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第35号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第35号議案は原案のとおり承認されました。

ここで退席されました猿渡委員に着席を求めます。

（4番猿渡委員 着席）

○議長（井上 繁孝君） 退席をされた猿渡委員に報告します。第34号議案については、原案のとおり承認されました。

○4番（猿渡 徳幸君） ありがとうございます。

○議長（井上 繁孝君） 失礼しました。35号議案です。

それでは、続きまして、報告第5号、「合意解約について」を議題といたします。本件については、報告内容を配布済みですので、これで終了させていただきます。これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

6. 閉会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきと思いますが、異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長席を降りさせていただきます。本当にありがとうございました。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和4年度第9回の南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午後2時01分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人